



目 次	
規 則	ページ
◎高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則	1

規 則	

高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号

高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則

高知県公務員宿舎規則（昭和32年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貸与すべき」を「貸与する」に、「企業会計」を「公営企業会計」に、「を除く」を「を除く。次条第1項において同じ」に改める。

第2条第2項中「知事」を「、知事」に改める。

第3条の見出しを「（宿舎の種類）」に改める。

第4条中「無料」を「無料で」に、「以下」を「第7条第1項において」に改める。

第5条第1号中「類似の」を「類似する」に改め、同条第5号中「前各号の一に」を「前各号に規定する業務に」に改める。

第6条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第1号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第7条の見出し中「使用料」を「使用料の額」に改め、同条第1項中「別表第1に掲げる住宅の建築後の経過年数の区分に応じて、同表の住宅の構造及び面積の区分欄」を「当該住宅の建築後の経過年数に応じて、住宅の構造及び面積によって別表第1」に、「以下この条において」を「以下」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

第7条第2項中「延面積」を「延べ面積」に、「均等に」を「、均等に」に改め、同条第3項中「特に超えるときは、知事の定めた」を「超えるときにあつては、知事が定める」に改め、同条第4項中「延面積」を「延べ面積」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第5項中「面積」を「住宅使用料算定面

積」に、「があるときは、これを切り捨てる」を「を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする」に改め、同条第6項中「住宅」を「公邸若しくは有料宿舎」に、「これを」を「公邸若しくは有料宿舎」に改める。

第7条の2の見出し中「使用料」を「使用料の額」に改め、同条第1項中「私邸」を「公邸」に、「別表第2に掲げる自動車の保管場所の構造に応じて」を「自動車の保管場所の設置箇所によって別表第2に」に、「その端数」を「当該端数」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

第7条の2第2項中「これを」を「自動車の保管場所を」に改める。

第8条中「第7条第1項又は前条第1項」を「前2条」に、「その使用料」を「使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務若しくは通信施設に関連する非常勤務又はこれらと類似する性質を有する勤務に従事するため、その勤務する公務所の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならないと認められた公務員について、前2条の規定による使用料を徴することが不相当であると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第9条中「私邸及び」を「公邸又は」に、「第7条第1項及び第7条の2第1項」を「第7条又は第7条の2」に改める。

第11条中「知事は、」を「知事は、前条の規定により」に、「申請者に対して」を「当該申請をした者に対して、」に、「交付する」を「交付するものとする」に改める。

第12条中「知事は、」を「知事は、前条の規定により」に、「承認の」を「当該承認の」に、「10日以内」を「10日以内に当該宿舎に、「これを承認することがある」を「、これを承認するものとする」に改める。

第13条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「知事は、」を「知事は、第11条の規定により」に、「承認の」を「当該承認の」に、「10日（前条の規定により入居の延期の承認を受けた場合は、同条の指定の日）以内」を「10日以内（前条の規定により入居の延期の承認を受けた場合にあっては、同条の規定により知事が指定した日まで）に当該宿舎」に、「取り消すことができる」を「取り消すことができる」に改める。

第14条中「宿舎設置」を「当該宿舎の設置」に、「承認することがある」を「承認するものとする」に改める。

第15条中「宿舎の原形を変更する」を「当該宿舎の原形の変更をする」に、「宿舎の管理上」を「当該宿舎の管理上」に、「明け渡し」を「当該宿舎の明渡し」に、「寄付する」を「寄附する」に、「これを承認することがある」を「、これを承認するものとする」に改める。

第16条の見出しを「（居住者の責務）」に改め、同条中「次条第1項の規定の適用を受ける同居者」を「次条第1項ただし書又は第2項の規定の適用を受ける者」に改め、同条第1号中「注意を怠らず」を「注意をもって」に改め、同条第2号中「あつた日から10日又は入居の指定日」を「日から10日以内又は指定された入居日」に改め、「指定された」を削り、同条第4号中「受けず」を「受けずに」に、「を変更しない」を「の変更をしない」に改め、同条第6号中「滅失又は損壊した」を「滅失し、又は損壊した」に、「その滅失」を「当該滅失」に、「知事において」を「知事が」に、「これを」を「当該宿舎を」に改め、同条第7号中「場合においては、知事に5日前までに」を「場合は、その日の5日前までに知事に」に改め、同条第8号中「を知事」を「により知事」に改める。

第17条第1項中「該当することとなった場合には」を「該当することとなった場合にあっては」に、「その者と」を「、その者と」に、「以下同じ」を「第4項及び次条第1項において同じ」に改め、同項ただし書中「理由がある場合には」を「理由がある場合は」に、「知事の指定する」を「知事が指定する」に改め、「。この場合における知事の承認は、別記第6号様式による宿舎明渡し猶予承認書により行うものとする」を削り、同項第3号中「当該宿舎」を「、当該宿舎」に改め、同項第4号中「運営の必要に基づき」を「運営上の必要があつて」に、「その明渡し」を「、その明渡し」に改め、同項に次の1号を加える。

（5） 県において当該宿舎を廃止する必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

第17条第3項中「第1項ただし書の規定により」を「第1項ただし書又は第2項の規定に基づき」に、「、第5条、第7条及び第7条の2」を「及び第5条」に、「第7条及び第7条の2に規定する使用料」を「第7条（第3項を除く。）又は第7条の2の規定による使用料の月額」に改め、「の1.5倍」を削り、同項後段を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「事実でその」を「事実により当該」に、「認められる者につき」を「認められる者について」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、宿舎の貸与を受けた者が単身赴任者（職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第23条の2第1項本文若しくは第3項、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第21条の2第1項本文若しくは第3項若しくは警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第12条の2第1項本文若しくは第3項の規定により同居していた配偶者と別居することとなり単身赴任手当の支給を受ける職員又はこれらの職員に準ずる職員をいう。別表第1において同じ。）となり、又は国家公務員、他の地方公共団体の職員若しくは独立行政法人その他これに類する法人の職員となるため退職し、国家公務員、他の地方

公共団体の職員若しくは独立行政法人その他これに類する法人の職員として在職した後再び職員となることが明らかな場合であって、当該単身赴任者等と生計を一にする者を引き続き当該宿舎に居住させておくことがやむを得ないと認められるときは、別記第6号様式による宿舎貸与継続申請書を知事に提出し、その承認を受けて、当該単身赴任者等が単身で生活することを常況としている期間、当該単身赴任者等と生計を一にする者が引き続き当該宿舎を使用することができる。この場合において、自動車の保管場所について新たに貸与を受けようとするときは、併せて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、第1項ただし書又は前項の規定に基づき宿舎の継続使用の申請があった場合において貸与を承認したときは、当該申請をした者に対して、別記第7号様式による宿舎明渡し猶予承認書又は別記第8号様式による宿舎貸与継続承認書を交付するものとする。

第18条第1項中「前条の」を「前条第1項ただし書、第2項又は第4項の規定に基づく」に、「前条第3項」を「前条第5項」に、「明渡し期限の」を「当該明渡し期限の」に、「第7条及び」を「第7条（第3項を除く。）又は」に、「に規定する使用料」を「の規定による使用料の月額」に、「徴収する」を「徴収するものとする」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「「私邸及び」を「同条中「公邸又は」に、「、「宿舎」」を「「宿舎」と、「第7条又は第7条の2の規定による使用料」とあるのは「第18条第1項の規定による徴収金」」に改める。

第19条第2項中「県」を「、県」に改める。

第20条中「入居の事務をつかさどる職にある者は、別記第7号様式」を「入居等に係る事務を担当する者は、別記第9号様式」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

1 単身赴任者以外の公務員に貸与する場合の住宅の1平方メートル当たりの使用料の月額

(1) 高知市又は県外に所在するもの

経過年数	木造					非木造				
	54平方メートル以下	55平方メートル以上69平方メートル以下	70平方メートル以上79平方メートル以下	80平方メートル以上99平方メートル以下	100平方メートル以上	54平方メートル以下	55平方メートル以上69平方メートル以下	70平方メートル以上79平方メートル以下	80平方メートル以上99平方メートル以下	100平方メートル以上
4年以下	358円	449円	546円	662円	823円	358円	449円	546円	662円	823円
5年以上9年以下	287円	361円	445円	543円	673円	322円	404円	495円	602円	747円
10年以上14年以下	215円	276円	357円	427円	545円	293円	369円	455円	554円	686円
15年以上19年以下	165円	215円	288円	343円	439円	243円	307円	382円	464円	576円
20年以上24年以下	109円	137円	196円	235円	289円	216円	274円	343円	418円	518円
25年以上29年以下	72円	97円	140円	159円	213円	194円	246円	310円	378円	469円
30年以上34年以下	63円	67円	87円	95円	131円	173円	221円	281円	343円	426円
35年以上39年以下	63円	67円	87円	95円	131円	156円	200円	256円	312円	387円
40年以上44年以下	63円	67円	87円	95円	131円	141円	180円	233円	283円	353円
45年以上49年以下	63円	67円	87円	95円	131円	127円	164円	214円	260円	324円
50年以上	63円	67円	87円	95円	131円	105円	140円	186円	227円	282円

(2) 高知市以外の県内に所在するもの

経過年数	木造					非木造				
	54平方メートル以下	55平方メートル以上69平方メートル以下	70平方メートル以上79平方メートル以下	80平方メートル以上99平方メートル以下	100平方メートル以上	54平方メートル以下	55平方メートル以上69平方メートル以下	70平方メートル以上79平方メートル以下	80平方メートル以上99平方メートル以下	100平方メートル以上
4年以下	358円	449円	546円	662円	823円	358円	449円	546円	662円	823円

経過年数	面積									
	40㎡以下	41㎡以上50㎡以下	51㎡以上60㎡以下	61㎡以上70㎡以下	71㎡以上80㎡以下	81㎡以上90㎡以下	91㎡以上100㎡以下	101㎡以上110㎡以下	111㎡以上120㎡以下	121㎡以上
4年以下	351円	439円	535円	648円	807円	351円	439円	535円	648円	807円
5年以上9年以下	246円	310円	393円	468円	597円	303円	382円	474円	565円	719円
10年以上14年以下	177円	228円	295円	352円	450円	256円	324円	408円	486円	619円
15年以上19年以下	136円	177円	237円	283円	362円	219円	279円	356円	424円	541円
20年以上24年以下	90円	113円	162円	193円	239円	190円	243円	316円	376円	479円
25年以上29年以下	59円	80円	115円	131円	176円	168円	215円	284円	339円	432円
30年以上34年以下	52円	55円	71円	78円	108円	149円	193円	258円	309円	395円
35年以上39年以下	52円	55円	71円	78円	108円	136円	177円	239円	286円	365円
40年以上44年以下	52円	55円	71円	78円	108円	125円	164円	221円	267円	336円
45年以上49年以下	52円	55円	71円	78円	108円	119円	155円	202円	246円	308円
50年以上	52円	55円	71円	78円	108円	87円	115円	168円	202円	259円

2 単身赴任者に貸与する場合の住宅の1平方メートル当たりの使用料の月額

経過年数	木造					非木造				
	40㎡以下	41㎡以上50㎡以下	51㎡以上60㎡以下	61㎡以上70㎡以下	71㎡以上	40㎡以下	41㎡以上50㎡以下	51㎡以上60㎡以下	61㎡以上70㎡以下	71㎡以上
4年以下	330円	414円	508円	605円	769円	330円	414円	508円	605円	769円

5年以上9年以下	224円	282円	357円	426円	543円	276円	347円	431円	514円	654円
10年以上14年以下	161円	207円	268円	320円	409円	233円	295円	371円	442円	563円
15年以上19年以下	124円	161円	216円	257円	329円	199円	254円	324円	386円	492円
20年以上24年以下	82円	103円	147円	176円	217円	173円	221円	287円	342円	436円
25年以上29年以下	54円	73円	105円	119円	160円	153円	196円	258円	308円	393円
30年以上34年以下	47円	50円	65円	71円	98円	136円	176円	235円	281円	359円
35年以上39年以下	47円	50円	65円	71円	98円	124円	161円	217円	260円	332円
40年以上44年以下	47円	50円	65円	71円	98円	114円	149円	203円	243円	311円
45年以上49年以下	47円	50円	65円	71円	98円	108円	142円	195円	234円	299円
50年以上	47円	50円	65円	71円	98円	79円	105円	153円	184円	236円

備考 1 この表において、「構造」とは住宅の主体部分の構造を、「面積」とは住宅使用料算定面積をいう。

2 この表において「経過年数」は、毎年4月1日現在で決定するものとし、1年未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、住宅の増築、改築等により他の住宅との均衡上経過年数を調整する必要があるときは、知事が別に定めるところにより当該住宅の経過年数を決定するものとする。

別表第2（第7条の2関係）

1 高知市又は県外に所在するもの

自動車の保管場所の設置箇所	自動車の保管場所の1平方メートル当たりの使用料の月額
屋内又は屋根のある場所に設置するもの	399円
屋外又は屋根のない場所に設置するもの	234円

2 高知市以外の県内に所在するもの

自動車の保管場所の設置箇所	自動車の保管場所の1平方メートル当たりの使用料の月額
屋内又は屋根のある場所に設置するもの	379円
屋外又は屋根のない場所に設置するもの	216円

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所属
職員番号
職・氏名
連絡先

㊟

宿舍貸与申請書

宿舍の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

1 住宅のみ	2 自動車の保管場所のみ	3 両方
1 世帯	2 単身	3 単身赴任

注 いずれか該当するものの番号を○で囲んでください。

住宅の貸与					
宿舍名	宿舍番号	宿舍の所在地			
宿舍の種類	宿舍の構造	面積	使用料（月額）		
		m ²	円		
入居者	氏名	生年月日	性別	申請者との続柄	職業等
入居予定年月日	年 月 日				

自動車の保管場所の貸与				
管理番号		使用開始予定年月日	年 月 日	
自動車の使用者	申請者本人 ・ 同居者（氏名 申請者との続柄）			
車名		登録番号		塗色
面積	m ²	使用料（月額）	円	

注 1 「管理番号」欄は、自動車の保管場所を特定する位置番号を記入してください。
2 自動車の保管場所を使用することができる期間は、宿舍を退去する日までとなります。

第2号様式（第11条関係）

年 月 日

（所属）
（職・氏名） 様

高知県知事 ㊟

宿舍貸与承認書

次のとおり宿舍の貸与を承認します。

住宅の貸与					
宿舍名	宿舍番号	宿舍の所在地			
宿舍の種類	宿舍の構造	面積	使用料（月額）		
		m ²	円		
入居者	氏名	生年月日	性別	職員との続柄	職業等
入居開始年月日	年 月 日				

自動車の保管場所の貸与				
管理番号				
使用承認期間	年 月 日から宿舍を退去する日まで			
自動車の使用者	職員本人 ・ 同居者（氏名 職員との続柄）			
車名		登録番号		塗色
面積	m ²	使用料（月額）	円	

第3号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所属
職員番号
職・氏名 ㊟
連絡先

自動車の保管場所使用変更届

自動車の保管場所について承認を受けた事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

現在の自動車の保管場所	管理番号		承認年月日	年 月 日
変更理由	車両変更 ・ 廃車 ・ 譲渡 ・ その他（ ）			
変更内容	変更事項	変更前	変更後	
	自動車の使用者			
	車名			
	登録番号			
	塗色			
変更年月日	年 月 日			
備考				

注 「自動車の使用者」欄は、同居者の場合は、氏名及び届出者との続柄を記入してください。

第4号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所属
職員番号
職・氏名 ㊟
連絡先

宿舎明渡し届

宿舎を明け渡しますので、次のとおり届け出ます。

宿舎名	宿舎番号	宿舎の所在地		
宿舎の種類	管理番号	住宅の使用料	自動車の保管場所の使用料	使用料の合計（月額）
		円	円	円
明渡し年月日	年 月 日			
明渡し事由				

第5号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所属
職員番号
職・氏名
連絡先
又は 住所
氏名
電話番号

宿舍明渡し猶予申請書

宿舍の明渡し猶予の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

宿舍名	宿舍番号	宿舍の所在地		
宿舍の種類	管理番号	住宅の使用料	自動車の保管場所の使用料	使用料の合計（月額）
		円	円	円
宿舍の貸与を受けている者の氏名		宿舍の貸与を受けている者と申請者との続柄		
明渡し事由の発生年月日		年 月 日		
明渡し猶予を申請する理由及び明渡し猶予期限				

第6号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

所属
職員番号
職・氏名
連絡先

宿舍貸与継続申請書

現在貸与を受けている宿舍について、引き続き貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

1 住宅のみ	2 住宅及び自動車の保管場所	3 住宅及び新規で自動車の保管場所
--------	----------------	-------------------

注 いずれか該当するものの番号を○で囲んでください。

住宅の貸与					
宿舍名	宿舍番号	宿舍の所在地			
宿舍の種類	宿舍の構造	面積	使用料（月額）		
		m ²	円		
入居者	氏名	生年月日	性別	申請者との続柄	職業等
貸与継続の事由		単身赴任 ・ その他（ ）			
貸与継続事由の発生年月日		年 月 日			

自動車の保管場所の貸与				
管理番号	使用開始予定年月日	年 月 日		
自動車の使用者の氏名	申請者との続柄			
車名	登録番号	塗色		
面積	m ²	使用料（月額）	円	

注 1 「管理番号」欄は、自動車の保管場所を特定する位置番号を記入してください。
 2 「使用開始予定年月日」欄は、新規に自動車の保管場所の貸与を受けたい場合にのみ記入してください。
 なお、自動車の保管場所を使用することができる期間は、宿舍を退去する日までとなります。

第7号様式（第17条関係）

年 月 日

様

高知県知事



宿舎明渡し猶予承認書

次のとおり宿舎の明渡しを猶予します。

宿舎の種類		宿舎名	
宿舎の所在地			
宿舎番号		管理番号	
住宅の使用料 (月額)	円	自動車の保管場所 の使用料(月額)	円
明渡し猶予期限	年 月 日		
備考			

第8号様式（第17条関係）

年 月 日

(所属)

(職・氏名)

様

高知県知事



宿舎貸与継続承認書

次のとおり引き続き宿舎の貸与を承認します。

住宅の貸与						
宿舎名	宿舎番号	宿舎の所在地				
宿舎の種類	宿舎の構造	面積	使用料(月額)			
		m ²	円			
入居者	氏名	生年月日	性別	職員との 続柄	職業等	
貸与継続の事由		単身赴任 ・ その他 ()				
貸与継続の開始年月日		年 月 日				

自動車の保管場所の貸与					
管理番号					
使用承認期間	年 月 日から宿舎を退去する日まで				
自動車の使用者の氏名				職員との続柄	
車名		登録番号		塗色	
面積	m ²	使用料(月額)	円		

第9号様式（第20条関係）

宿舍台帳

宿舍の種類		宿舍名		宿舍の所在地				宿舍の建築年月日		宿舍の構造		摘要	
宿舍番号	所属(所)課名	職名	氏名	住宅		自動車保管場所				算定面積	使用料の月額	備考	
				入居人員	貸与承認年月日	明渡し年月日	使用料の月額	管理番号	使用者氏名				職員との続柄

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間における私邸及び有料宿舍の住宅の使用料の月額、この規則による改正後の高知県公務員宿舍規則（以下「新規則」という。）第7条の規定による算定方法により算出した住宅の使用料の月額がこの規則による改正前の高知県公務員宿舍規則（次項において「旧規則」という。）第7条の規定による算定方法により算出した住宅の使用料の月額（以下この項において「旧月額」という。）に3,000円を加えて得た額を超えることとなる場合は、新規則第7条の規定にかかわらず、旧月額に3,000円を加えて得た額とする。この場合における新規則第17条第5項及び第18条第1項の規定の適用については、これらの規定中「第7条（第3項を除く。）又は第7条の2の規定による使用料の月額の算定方法により算出した額」とあるのは、「高知県公務員宿舍規則の一部を改正する規則（平成27年高知県規則第14号）附則第2項の規定による住宅の使用料の月額又は第7条の2の規定による自動車の保管場所の使用料の月額の算定方法により算出した額」とする。
- 旧規則別記様式第3号様式から別記第7号様式までは、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。